

三重県門型標識長寿命化修繕計画



令和 7 年 9 月

三重県 県土整備部

目 次

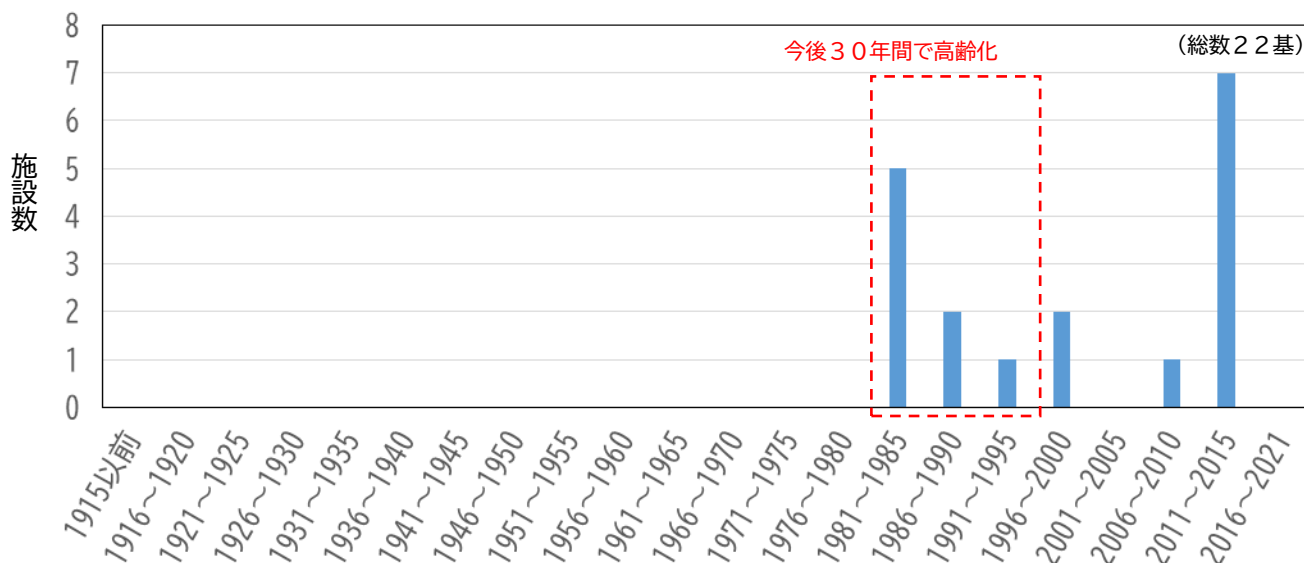
1. 背景と目的
2. 健全性の把握及び日常的な維持管理
3. 門型標識の損傷状況
4. 門型標識長寿命化修繕計画の策定方針
5. 修繕等に関する優先順位
6. 計画策定部署

1. 背景と目的

【背景】

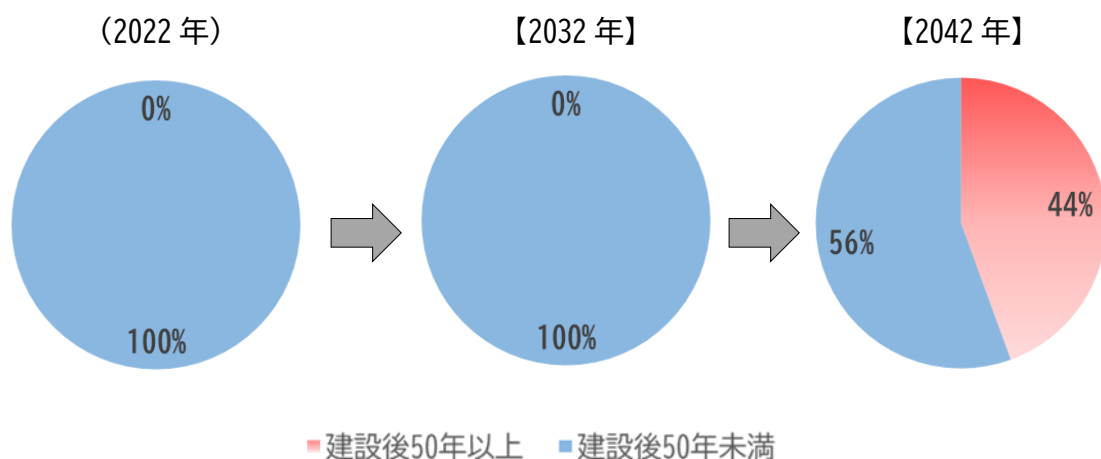
三重県は、令和4年4月1日時点において22基の門型標識を管理しています。現在および今後10年の間に建設後50年を経過する門型標識は存在しませんが、30年後には4割を超える門型標識が建設後50年を経過する見込みとなっています。

●建設年代別の門型標識数分布



●経過年50年以上の施設数

※建設年時不明施設（4基）を除く



【目的】

これまでに整備した施設が今後老朽化するなかで、将来にわたりその機能を適切に発揮できるよう「持続可能なインフラメンテナンス」が求められています。持続可能なインフラメンテナンスを実現するため、三重県では門型標識長寿命化修繕計画を策定し、これを核としたメンテナンスサイクルの構築を進めてきました。今回は、最新の点検結果を踏まえて長寿命化修繕計画を見直すとともに、「新技術の活用方針」等を新たに定め、メンテナンスにおける更なる生産性向上・コスト縮減に取り組めます。

2. 健全性の把握及び日常的な維持管理

【健全性の把握】

三重県門型標識等定期点検要領による点検と診断を定期的実施し、経年変化を踏まえた門型標識の変状を確認します。

【日常的な維持管理】

門型標識を良好な状態に保つため、日常的な維持管理としてパトロールや清掃などを行います。

●定期点検の状況

(定期点検状況)

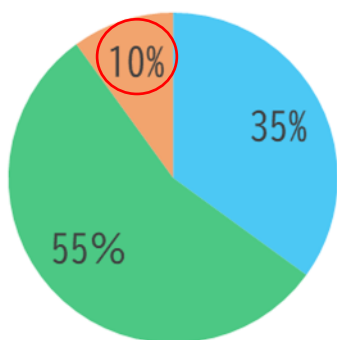


横梁取付部点検状況

3. 門型標識の損傷状況

【門型標識の損傷状況】

1 巡目点検（平成26年度～平成30年度）の結果は以下のとおりです。早期に措置を講ずべき状態と診断された施設の修繕は既に完了しています。



健全性の診断内容

I	道路橋の機能に支障が生じていない状態
II	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【損傷事例】

支柱の変形



横梁の腐食



取付金具のき裂



ベースプレートの腐食



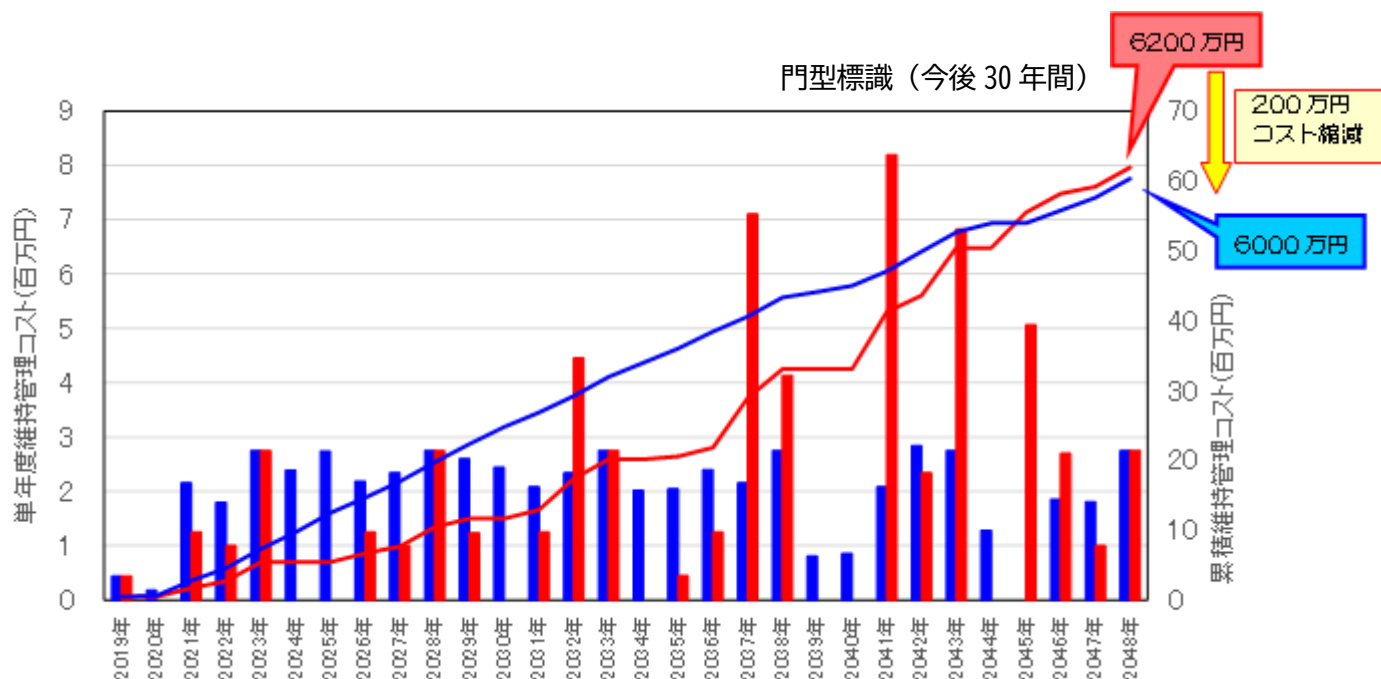
4. 門型標識長寿命化修繕計画の策定方針

●老朽化対策における基本方針

定期点検で緊急または早急に措置を講ずべき損傷が確認された施設に対しては、最優先に修繕を実施します。さらに、将来に必要な維持管理費用を可能な限り抑制するため、予防保全型メンテナンスへの転換を図ります。

長寿命化修繕計画に基づく予防保全型メンテナンスを実施した場合と、従来の事後保全的な維持管理を実施した場合の費用を比較した場合、将来30年間で約200万円のコスト削減効果が得られることを確認しています。

将来30年間におけるコスト削減効果



●メンテナンスサイクル

「門型標識点検⇒データベース更新⇒修繕計画の策定⇒対策の実施」の内容は次のとおりとします。

- ①定期的に門型標識点検を実施します。
- ②点検結果データをデータベースへ蓄積します。
- ③最新の門型標識点検などのデータに基づき、修繕計画を策定（見直し）します。
- ④修繕計画に基づく対策を実施します。
- ⑤対策を実施した門型標識の補修情報等を蓄積します。

●新技術の活用方針

令和10年度までに、管理する門型標識のうち、1施設程度で新技術の活用を目指します。

●費用の縮減に関する具体的な方針

今後実施する点検等に新技術を活用することで事業の効率化を図るとともに、令和10年度までの6年間で約10万円のコスト縮減を目指します。

●集約化・撤去に関する具体的な方針

管理する施設は緊急輸送道路等の重要な路線上に位置しており、迂回路もないことから、現時点では集約化・撤去が困難な状況にあります。周辺の状況や施設の利用状況に応じて引き続き検討を行います。

5. 修繕等に関する優先順位

門型標識長寿命化修繕計画における修繕の優先順位として、「門型標識の健全性」と「門型標識の重要度」の2つの観点より決定します。

●門型標識の健全性

健全性の低い門型標識から修繕を実施します。

『**健全性Ⅲ区分**』 → 『**健全性Ⅱ区分**』 → 『**健全性Ⅰ区分**』

●門型標識の重要度

重要度が高い門型標識から優先的に計画します。重要度は以下の特徴を考慮しています。

- ① 緊急輸送道路(第1次)上の施設
- ② 緊急輸送道路(第2次・第3次)上の施設

6. 計画策定部署



三重県 県土整備部 道路管理課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 TEL: 059-224-2677

門型標識長寿命化修繕計画（R7.3）

施設名	路線名	完成 年度	道路 幅員	所在地	最新 点検 年度	最新 点検 結果	点検計画					修繕計画						
							R6	R7	R8	R9	R10	計画年度					対策内容	概算事業費 （百万円）
												R6	R7	R8	R9	R10		
道路情報提供装置	国道421号	2009	14.7	いなべ市	R3	I			○									-
道路情報提供装置	国道163号	2014	9.5	津市	R3	II			○									-
道路情報提供装置	主要地方道久居美杉線	2014	5.5	津市	R3	II			○									-
道路情報提供装置	国道42号	2013	17.8	伊勢市	R3	II			○									-
道路標識	国道42号	2000	16.7	伊勢市	R3	II			○									-
道路標識	主要地方道伊勢磯部線	2000	12.9	伊勢市	R4	II				○								-
道路標識	主要地方道伊勢磯部線	2000	12.9	伊勢市	R4	I				○								-
道路標識	主要地方道鳥羽松阪線	不明	10.0	伊勢市	R4	II				○								-
道路標識	国道167号（第二伊勢道路）	2013	14.3	鳥羽市	R4	I				○								-
道路標識	県道鳥羽阿児線	1985	7.0	鳥羽市	R5	II					○							-
道路標識	県道鳥羽阿児線	1985	7.0	志摩市	R5	II					○							-
道路標識	県道鳥羽阿児線	1985	7.0	志摩市	R5	II					○							-
道路標識	国道165号	1987	17.5	伊賀市	R5	I					○							-
道路標識	国道260号	不明	10.0	紀北町	R5	III					○						対策済	-
道路情報提供装置	国道260号	1990	6.0	南伊勢町	R5	II					○							-
道路標識	国道42号	2013	11.2	伊勢市	R5	I					○							-
道路標識	国道42号	2013	8.6	伊勢市	R5	I					○							-
道路標識	国道167号	2013	15.8	伊勢市	R5	I					○							-
道路情報提供装置	国道166号	1999	9.5	松阪市	R5	I					○							-
道路標識	国道166号	1991	14.0	松阪市	R5	II					○							-

※令和7年3月時点の計画であり予算状況等により変更する場合があります